



退職前の年休取得問題 責任は本部・病院の不作為に 退職を見越して柔軟な配置を行うことが責任ある態度



都立病院労組ホームページの相談フォームに今年も「年休を消化して退職することはできないのでしょうか」という相談が来ています。例年1月下旬くらいからこのような相談が寄せられます。

先週号のニュースでお知らせしたとおり、病院は年休を「労働者の申請する時季に与えなければならない（労働基準法39条）」、つまり申請されたら基本的には断ることができません。退職時の年休問題は毎年繰り返されています。

したがって問題発生を予想することは容易であり、対策をとる（代替りの人員を配属する等）時間的余裕は十分ありました。独法化されてからは定数管理の縛りがなくなったので、法人・病院の判断で人員を配置し、退職予定の労働者の年休取得をさせることができましたはずです。また、法人本部・病院には、そうする義務があるのです。何ら対策を取らずに、「解決」を現場に丸投げしている法人本部・病院の態度は厳しく批判されなければいけません。

4月異動スケジュール コメディカル・技能系 五大技術・福祉系

コメディカル・技能系

3月7日（火）14時 本人内示
3月8日（水）11時異議申請締め切り
3月10日（金）決定

五大技術・福祉系

3月14日（火）14時 本人内示
3月15日（水）11時異議申請締め切り
3月17日（金）決定

左記のスケジュールで異動が決定されます（都派遣職員も同じ）。それぞれ異議申し立てを病院労組で受けつけます。異議申し立てをされる方は、組合を通じて異議申し立てをすることを管理職に必ず伝えてください。そのうえで、内示翌日の11時までに都立病院労組に、異動に応じられない具体的理由を記入して都立病院労組本部にFAX、またはメールで送ってください。

